



日新サポートレター



目次 ご挨拶・・・p1 所員コラム・・・p2 所長より・・・p3 税務・労務案内・・・p4

今回の格言

「人生のほとんどすべての不幸は、自分に関することがらについて、あやまった考え方をするところから生じる。できごとを健全に判断することは、幸福への大きな第一歩である。」 スタンダール
(出来事に罪はないです。どのように受け止めるのかが大切なのでしょうね。桐元久佳)

新年あけましておめでとうございます。

今年も宜しく願い致します。

平成 18 年 6 月 8 日に開業して、早くも 4 年半過ぎました。開業当初に持っていた熱い思いが冷めてしまわないようにお客様への情報提供をさらに充実させていきたいという思いから、「日新サポートレター」を創刊させて頂くことにしました。今後とも、宜しく願い致します。

さて、昨年は皆さまにとってどんな一年でしたでしょうか？リーマンショック以来、100 年に一度の大不況と言われています。自動車関連、建築業などは大打撃を受けた方もいらっしゃるでしょう。しかし、そんな状況にも関わらず、弊所のお客様でも創業以来の過去最高利益を計上された会社もあります。

業績を左右した要因は何なのか？

企業の外部要因を突き止めても、改善のしようがありません。ほとんどの中小企業には、日本の政策を左右させる影響力はないでしょうから。

結局、内部要因を改善していくしか手法はないのです。課題・問題点を自社にとってマイナスとして受け止めるのではなく、改善のチャンス・ポイントがあるのだとプラスに受け止めて、改善していきましょう。そして、卯年にちなんで脱兎の如く飛躍していきましょう。

その結果、ぜひ素晴らしい年末を迎えられるようにスタッフと一緒に支援させて頂きます。

今年も一年宜しく願い致します。

(桐元 久佳)

昨年は、JAL の経営破綻に始まり、15 年ぶりに 1 ドル 80 円台をつける程の円高の進行。大相撲が、野球賭博等により NHK の放送が行われない事態となるなど、混乱した一年でした。そんな中、サッカー日本代表の W 杯ベスト 16、日本人 2 名のノーベル賞受賞など明るい話題もたくさんありました。今年も様々な事が待ち受けていると思いますが、年の終りに笑っていられるような一年にしていきたいと思います！

(前田 哲也)

あけましておめでとうございます。

入所して 1 年、私にとって日新税理士事務所が社会人として初めての職場で右も左もわからずがむしゃらに頑張っています。いつもは皆様にご迷惑をかけてばかりのまだまだ頼りない私ですが、今年も一年、皆様の会社とともに大きく成長していきたいと思います。本年もよろしく願いします。

(澤田 和幸)

あけましておめでとうございます。

年末・年始はいかがお過ごしでしたでしょうか？

わたくしは毎年恒例？となりつつある関西空港の展望デッキからの初日の出を見ながら、今年一年のスタートを切りました。

初日の出を見ながら、みなさまのますますの発展と、そして事務所の発展を願って参りました。

本年も宜しく願い申し上げます。

(森本 陽子)

職員の気ままなコラム

「走り続けて・・・」



澤田和幸

私がこの事務所に勤めはじめて1年がたちます。
それまでは、一人自宅にこもって試験勉強の日々

そんな試験勉強中は気分転換のため、
趣味である自転車で、よく遠方へと
走っていました。

飛行機・新幹線・高速道路
時間に追われる今の世の中で、
あえて時間をかけて目的地へと進むということは、
遠回りではあるが、
新たな発見に出会うことが多い。

これは実家のある鳥取へ帰省した時の事です。

深夜の国道2号線
暗闇の中、
前方を照らしてくれるのは
自転車のライトと街灯だけ。
右も左も建物は立っているが
人の気配は感じられない。

そんな中、ふと活気のある光に目が留まった。
その光が照らす家の中には、
せわしなく動く機械と
そこから出てくる大量の書類
そしてそれを仕分ける数人のスタッフ。

そこは、新聞屋さんだった。
私が見たその光景は、広告が折り込まれた新聞を整

理している最中だった。

実際に新聞の配達前の作業を見るのが始めてだった
私。

新聞屋さんの朝は早いとは聞いていたが、
聞いていた以上に朝早すぎる(朝ではなく夜)ことに対
する驚きと、

こんな時間から仕事をする新聞屋さんへの敬意の気
持ちから、その時ふいに

「ご苦労様です。」の言葉が口からこぼれた。

車であれば数時間の実家までのこの道は、
その後もたくさんの経験をさせてくれた。

夕暮れに夜道の安全な走り方を教えてくれたのは、
朝市の魚を引き取るために休憩を取っていたトラック
の運転手さん。

鹿が鳴き、月明かりだけが照らす山中で
「頑張ってください。」と信号待ちの時間で声をかけてく
れたのは
道路工事の交通整理の方。

etc...

普通の暮らしでは出会えないけど
この旅によって出会えたすべての人たちに
感謝の気持ちをいっぱいにして、
時計の針が一周した頃、私は実家へとたどり着いた。

いつもは意識しなかった時間に、
思いもしない場所で誰かが働き、
四六時中、私たちの暮らしを支えています。

そして、日々働く私たちも誰かを支えているのです。

「感謝の気持ちは必ず戻ってくる。」

自転車での旅は
いつもそれを五感で感じさせてくれます。

お勧めビジネス書籍のサマリー
「ダイアログ 対話する組織」
 中原淳・長岡健（ダイヤモンド社）

「導管メタファー」とは、情報を有形のモノとして捉え、情報の送り手と受け手の間にパイプのような流通経路があり、そのパイプにポンと情報を投げ込めばそのまま受け手に内容が伝わるというコミュニケーション観です。これは、私たちの日常に広く浸透しております。典型的な事例のひとつが、教育現場です。我々は、小・中・高と約1万2000もの時間を一方通行の授業で導管メタファー的なコミュニケーションに順応してしまいました。情報を有形のモノとして捉えると、明治時代以降、西欧諸国に追いつくためには、効率的だったのでしょう。しかし、価値観や信念が「伝わった」かどうかは、聞き手の共感や行動・考え方の変化を引き出したとき初めて確認できるもの。「情報の移動だけでは伝わらないもの」を「伝える」ために、「情報の移動」から「人間の行動や思考の変化」に焦点を移す必要がある。

「対話」とは、共有可能なゆるやかなテーマを、聞き手と話し手が、創造的なコミュニケーションを図ることです。社会構成主義と呼ばれる哲学的立場からは、コミュニケーションによって、物事の意味づけがなされる。その意味づけによって、人々の行動は方向づけられていく。

この根幹にある考え方は、「物事の意味とは客観的事実ではなく、社会的な構成物である。「社会的な構成物」とは、「人々の社会的コミュニケーションによってつくられたもの」です。

対話とは、「客観的事実」と「意味づけ」の関係に焦点を当てる社会構成主義的な視点をもちつつ、相互理解を深めていくコミュニケーションの形態です。

	ムード	内容
対話	自由	真剣
雑談	自由	たわむれ
議論	緊迫	真剣

3つの「対話」の効用

協調的な問題解決ができる。

議論の場合、問題と仮定しているものが間違っていたとしても、問題解決を議論してしまうため、議論に限界がある。大切なことは、問題解決から問題設定だ。

知識の共有が進む。

知識には、事実(宣言的知識)とやり方(手続き的知識)があり、事実の共有には、マニュアルも有効だが、「やり方」の共有は、経験の語り合いが有効としている。

ゼロックス社のコピー機修理工が実践しているWar Storyのように個別具体的に「こんな凄い修理をした！」という武勇伝の語り合うことで、初めて出会う現場でも推論することができます。

組織の変革が進む。

組織文化は、日常に根差します。職場での共通体験を主体的に語り、意味づけすることで、組織文化が醸成・共有されます。

なお、組織学習にとって重要なのは、何を得て、何を生み出すか」ということと同時に「何を捨てるのか」も大切であり、重要なポイントとなります。

この本を読んで私がとっていたコミュニケーションの多くが、導管メタファーが多かった反省しております。時には対話をうまく活用することで、コミュニケーションがうまく図れると思います。そうすることで、無駄な会議や摩擦も減少し、仕事の成果を高めることができると思います。

経営者・幹部、リーダーの方にお勧めの本です。

お勧め度： 星4つ

(桐元 久佳)



3月までの税務・労務のご案内



1月

【税務】

給与所得者の扶養控除等申告書の提出・・・本年最初の給与支払日の前日まで

源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付・・・10日まで

納期の特例適用者の源泉所得税の納付(7月～12月)・・・10日まで

納期限の特例届出書提出者の源泉所得税の納付・・・20日まで

源泉徴収票の交付・提出・・・31日まで

支払調書の提出・・・31日まで

給与支払報告書の提出(1月1日現在のもの)・・・31日まで

固定資産税の償却資産に関する申告・・・31日まで

【社会保険労務】

雇用保険被保険者資格取得届(前月分)・・・10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)・・・31日まで

労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、10月12月分)・・・31日まで

2月

【税務】

贈与税の申告受付開始・・・1日

源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付・・・10日まで

所得税の確定申告受付開始・・・16日

【社会保険労務】

雇用保険被保険者資格取得届(前月分)・・・10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)・・・28日まで

3月

【税務】

源泉所得税・住民税特別徴収額の納付・・・10日まで

所得税の確定申告書の提出・・・15日まで

所得税確定損失申告書の提出・・・15日まで

贈与税の申告・・・15日まで

個人の道府県民税・市町村民税の申告・・・15日まで

個人事業税(個人事業所税)の申告・・・15日まで

個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告・・・31日まで

【社会保険労務】

雇用保険被保険者資格取得届(前月分)・・・10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)・・・31日まで

編集後記

新年あけましておめでとうございます。日新税理士事務所の澤田です。

この度、皆様に私共の事務所の事をもっと知っていただこうと思い、この「日新サポートレター」を発行させていただきましたこととなりました。今回を含めまして年4回にわたり、所長から皆様へのメッセージや、税務・労務に関する手続きのスケジュールなど、皆様にお役立ちの情報も発信させていただければと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願い致します。次号は4月になりますのでどうぞお楽しみに。